

令和4年度地域包括支援センター事業評価(令和3年度分事業) 全体総評

地域包括支援センター事業評価は今回で5回目(5年度目)となります。一昨年より、事業評価の基となる事業評価書を本市独自のものから厚生労働省によるものへ切り替えました。本市独自のものとは厚生労働省からの照会に基づくもので、評価の項目や切り口等がほぼ同じであったため、地域包括支援センターの業務負担の軽減という観点から、厚生労働省による事業評価にまとめています。

評価結果をみると、コロナ禍における講座や会議の自粛、地域活動の停滞があり、評価が2点台のところがありますが、それ以外の項目については、各地域包括支援センターにおいて、大項目10項目中、9項目以上において4点満点中の3点以上を獲得しています。

「介護予防ケアマネジメント支援・介護予防支援」では、各地域包括支援センターで満点となっており、引き続き堅実にこの取組を続けていくことが求められます。

一方で、その他の項目については各地域包括支援センターにより評価が分かれており、特に「地域ケア会議」「在宅医療・介護連携」「認知症高齢者支援」「生活支援体制整備事業」の項目について地域包括支援センター間で評価の差が1点以上開いていることがわかります。

「組織／運営体制」については、一部の地域包括支援センターで3職種の部分的な欠員が一定期間生じたり退職があったことから、職員の確保の部分で課題がありました。引き続き、知識経験のある職員の確保・育成に努めることが求められています。

「総合相談支援」については、コロナ禍における地域資源の停滞があったことから、社会資源の把握が課題となりました。構築した関係機関・関係者とのネットワークや把握した社会資源を効果的に活用できるよう、社会資源のリスト化・マップ化等の対応が求められています。鎌倉市でも令和5年度に社会資源マップを作成する予定となっていますので、地域包括支援センターに協力を仰ぎながら作成していきたいと考えています。

「権利擁護業務」については、関係機関との消費者被害防止の情報共有が課題となっています。引き続き、消費者被害防止の情報共有に努めると共に高齢者虐待防止に関する情報共有や対応策の検討を進めていくことが求められています。本市主催の虐待防止研修を年に2回実施し、地域包括支援センターをはじめとした市内の介護事業所全体への虐待対応力の向上を図っているところです。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」については、ケアマネージャーからのニーズ把握や意見交換の場の確保が課題となっています。引き続き、介護支援専門員の支援体制を充実させていくとともに、介護支援専門員から受けた相談事例を整理・分類し管理していくことが求められています。

「地域ケア会議」については、地域課題を検討する地域ケア会議を全地域包括支援センターで開催することが課題となっています。引き続き、積み重ねた地域ケア個別会議の課題分析を基に、地域課題を抽出し、地域づくり・資源開発等について検討を行う地域ケア会議の開催に注力していくことが求められています。また、コロナ禍において地域ケア会議を適切に

開催できなかったため、人員の確保・育成も含め、適切に開催することも求められています。

「在宅医療・介護連携推進事業」については、一部の地域包括支援センターで医療関係者との緊密な情報共有が課題となっています。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対して医療・介護サービスを一体的・効果的に提供していくために、引き続き医療・介護提供体制の整備を進めていくことが求められています。本市では地域包括支援センターの職員、在宅医療介護連携相談センターから構成される在宅医療・介護連携推進委員会にて、月に1回程度の頻度にて情報連携を図っているところです。

「認知症・高齢者支援」については、圏域内の認知症の人が参加する場所、例えばオレンジカフェなどへの支援が課題となっています。引き続き、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境のもと自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターに設置されている認知症地域支援推進員を中心に地域の連携機関との連携支援・認知症やその家族からの相談受付、認知症初期集中支援チームとの連携など環境整備が求められています。

「生活支援体制整備事業」については、一部の地域包括支援センターで生活支援コーディネーターと地域の社会資源について協議ができていないことが課題となっています。引き続き、高齢者の多様なニーズに対応するために生活支援サービスの発掘や開発、担い手の育成や確保が求められています。

「鎌倉市指定事業」については、一部の地域包括支援センターで担当圏域内における介護サービスの普及啓発ができていないことが課題となっています。引き続き、アンケート等によるニーズ調査や把握した地域課題に基づき設定し、地域に即した内容で介護予防教室や介護サービスの普及啓発を実施することが求められています。

今後も地域包括支援センターの事業が効果的、効率的に運営されているか等について、各地域包括支援センター職員自身が振り返ることで点検を行い、評価を適切に行っていくことで公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図っていきます。それと同時に、不十分な点については改善に向けた取り組みを行っていくことで、一定の運営水準の確保につなげてまいります。